# 処方箋の「一般名処方」について




当院では厚生労働省の方針に従い、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤成分をもとにした「一般名処方」を行っております。

## 「一般名処方」とは？

① 処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、有効成分の名称で記載して処方することを「一般名処方」といいます。

② 厚生労働省が示している記載方法に準じて【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」で記載されます。

## 「一般名処方」に関して

後発医薬品は先発品よりも価格を安くすることができるため、患者様の負担軽減や、国の医療費の節減につながります。
後発品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、十分協議した上で有効かつ安全な製品を採用しております。
なお、医薬品の供給状況によって投与する薬剤について変更する可能性がある場合には、対象の患者様に十分な説明をさせていただきます。

※令和 6 年 10 月より、医療上必要性があると認められない場合に、患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発医薬品との差額の一部を患者様が負担する仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されています。

公立置賜長井病院